

3 脱炭素社会の実現

1 再生可能エネルギー等の更なる普及拡大

【提案内容】 提出先 経済産業省、資源エネルギー庁、国土交通省、環境省
 (1) 再生可能エネルギーの主力電源化を徹底し、災害時も停電のないくらしを実現するため、**新築・増改築する建築物について、日照条件等から設置が困難なものを除き、太陽光発電等の再エネ設備の設置義務化に向けた検討を加速させること。**

◆現状・課題

建築物省エネ法が令和4年6月に改正され、建築物を新築・増改築する場合には、省エネ基準に適合させることが義務付けられたが、2050年脱炭素社会を実現するためには、更なる対策強化が必要である。

国の検討会の取りまとめ結果（令和3年8月 脱炭素社会に向けた住宅・建築物における省エネ対策等のあり方・進め方）では、省エネ基準の段階的な引上げなどに加えて、太陽光発電の設置義務化も選択肢の一つとして検討すべきことが提案されている。

太陽光発電の設置義務化については、現在、一部の地方自治体が独自措置を講じているが、地球温暖化対策に係る枠組みや規制の在り方は、本来的には国において対処されるべき課題である。

こうしたことから、建築物の省エネ基準適合義務と同様に、太陽光発電の設置義務についても、全国一律の措置として、国において検討を加速させる必要がある。

(参考) 建築物省エネ法改正の概要

	[改正前]		⇒	[改正後]	
	非住宅	住宅		非住宅	住宅
大規模建築物 (2,000 m ² 以上)	適合義務	届出義務	⇒	適合義務	適合義務 〔2025年4月 施行予定〕
中規模建築物 (300 m ² 以上 2,000 m ² 未満)					
小規模建築物 (300 m ² 未満)	説明義務*				

* 設計に際し、建築士から建築主に書面で省エネ基準への適否等の説明を行うことが必要

◆実現による効果

建築物への太陽光発電等の再エネ設備の設置が促進される。

(神奈川県担当課：環境農政局脱炭素戦略本部室)

(2) 一般送配電事業者が有する**固定価格買取制度を利用しない再生可能エネルギー等の設備容量の情報**及び**建築事業者等が有するZEBの建築実績の情報**を集約し、開示すること。

◆現状・課題

再生可能エネルギー等の導入状況を正確に把握することは、地方自治体がエネルギー政策を進める上で不可欠であるが、現在、固定価格買取制度を利用しない太陽光発電やコージェネレーション、燃料電池の設備容量の情報は、一般送配電事業者からは開示されていない。

また、国の補助やBELS（建築物省エネルギー性能表示制度）認証を受けていないZEBの建築実績の情報は、建築事業者等から開示されていない。

そこで、これらの情報を国において集約し、開示する仕組みづくりが必要である。

◆**実現による効果**

地方自治体がエネルギー政策を進める上で必要な情報が開示され、精度の高い検証が可能となり、効果的な施策の推進につながる。

(神奈川県担当課：環境農政局脱炭素戦略本部室)

2 電気自動車（EV）の更なる普及拡大

【**提案内容**】

提出先 経済産業省

住民の多くが集合住宅に居住する都市部においてEVを普及させるため、**集合住宅へのEV充電設備の導入に向けた取組を推進すること**。また、EVの利便性の向上のため、経済産業省の充電インフラに対する補助事業における「経路充電」の対象を広げることで、**EV急速充電設備整備に対する支援を拡充すること**。

◆**現状・課題**

集合住宅へのEV充電設備設置については、費用負担の課題に加え、管理組合の情報不足や住民の合意形成の難しさ等が導入の課題となっている。

そのため、費用負担を極力抑えるための財政的支援に加え、EV充電設備の導入が進むような制度設計や仕組みづくりが必要である。

また、今後、EVが普及していくことで充電渋滞が起りやすくなることが懸念される。

そこで、経済産業省の充電インフラに対する補助事業における「経路充電」の対象を、例えば国道に面した公園等、一定程度の利用量が見込める場所に広げることで、EV急速充電設備の整備を進める必要がある。

◆**実現による効果**

都市部におけるEVの普及促進につながる。

充電渋滞が緩和又は解消されるとともに、目につきやすい場所にEV充電設備の設置が進むことで、充電への不安が解消され、EVの普及促進につながる。

(神奈川県担当課：環境農政局脱炭素戦略本部室)

3 水素社会の実現に向けた取組の促進

【**提案内容**】

提出先 経済産業省、資源エネルギー庁

水素社会の実現に向け、**水素ステーションの整備促進**など、「水素基本戦略」等を踏まえた、**水素利用拡大のための取組**を推進すること。

◆**現状・課題**

水素ステーションについては、日本水素ステーションネットワーク合同会社（JHyM）が整備を進めているものの、燃料電池自動車（FCV）ユーザーの利便に供する最適な配置には時間を要している。

また、国は「2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」、「第6次エネルギー基本計画」及び「水素基本戦略」を策定し、その中で水素は発電・輸送・産業など幅広い分野での活用が期待されているが、水素の利用拡大に向けては、規制緩和や財政的支援を充実させていく必要がある。

◆実現による効果

水素ステーションの整備促進などにより、水素の利用拡大が図られる。

(神奈川県担当課：環境農政局脱炭素戦略本部室)

4 火力発電の脱炭素化に向けた取組の促進

【提案内容】

提出先 内閣官房、経済産業省、環境省

脱炭素社会の実現とエネルギー安定供給との両立を図る観点から、火力発電の脱炭素化に向けた支援策を講じるとともに、こうした施策が国民や国際社会等から十分な理解が得られるよう丁寧に説明すること。

◆現状・課題

火力発電は、東日本大震災以降の電力の安定供給や災害時等における電力レジリエンスを支えてきた重要な供給力であり、再生可能エネルギーの更なる導入拡大が進む中で、当面はその変動性を補う調整力・供給力としての役割を担っている。国は脱炭素社会の実現に向けて、第6次エネルギー基本計画において、非効率な火力のフェードアウトに着実に取り組むとともに、脱炭素型の火力発電への置き換えに向け、アンモニア・水素の脱炭素燃料の混焼等に取り組むとしているが、火力発電の脱炭素化を加速させるためには、実用化に向けた支援策を講じる必要がある。

また、こうした国のエネルギー施策については、NGOや国際社会からは、化石燃料の延命につながるなどの懸念が示されているため、エネルギーの安全保障や安定供給の確保の観点から踏まえ、国民や国際社会等から十分な理解が得られるよう丁寧な説明を行う必要がある。

◆実現による効果

脱炭素社会の実現に向けた我が国のエネルギー施策について、国民や国際社会等の理解を十分に得ることで、脱炭素化の取組が促進される。

(神奈川県担当課：環境農政局脱炭素戦略本部室)

5 排出量取引制度等の構築

【提案内容】

提出先 内閣官房、経済産業省、環境省

排出量取引等の「カーボンプライシング」については、経済や国民に対する影響や負担の在り方に十分配慮し、実効性ある制度とすること。また、炭素税の検討に当たっては、気候変動対策に係る地方財源の充実の視点も踏まえること。

◆現状・課題

国は、令和5年2月に「GX実現に向けた基本方針」を閣議決定し、その中で、「排出量取引制度」の本格稼働や「炭素に対する賦課金」の導入について示した。

排出量取引制度については、2023年度からGXリーグにおいて試行的に開始されるが、参加企業のリーダーシップに基づく自主参加型となっている。2026年度から本格稼働するとされているが、更なる参加率向上に向けた方策や、目標達成に向けた規律強化（指導監督、遵守義務等）など、公平性、実効性をより高める必要がある。

炭素に対する賦課金については、国際競争力など経済への影響が懸念されるため、GXに集中的に取り組む5年の期間を設けた上で、2028年度から導入することとされているが、企業の負担や適用範囲については、今後検討していくこととしている。

排出量取引制度と炭素に対する賦課金が導入されれば、事業者にも二重の負担が生じる可能性もあるため、地方経済への影響なども踏まえ制度設計する必要がある。

また、今回の基本方針に盛り込まれなかった炭素税については、炭素価格の上昇による経済活動の脱炭素化の促進に加えて、その税収を地域振興や産業構造の転換の促進、労働者の職業訓練や再就職の支援、技術開発の支援等に活用することで、財政の持続可能性を高めることも期待できるなど、排出量取引よりも有効な手段である一方で、経済成長や国民負担の観点で慎重な考え方もあることから、気候変動対策に係る国と地方の役割分担を踏まえ、地方財源の充実の視点も合わせて、総合的に検討する必要がある。

◆実現による効果

実効性ある制度の導入は、二酸化炭素排出量の削減だけでなく、排出量の少ない製品やサービスの開発やイノベーションが促進され、経済成長につながる。また、炭素税を導入する場合は、その税収を地方の安定財源として配分することで、地方における脱炭素化の取組が促進される。

(神奈川県担当課：環境農政局脱炭素戦略本部室)

6 プラごみゼロに向けた取組の推進

【提案内容】

提出先 経済産業省、環境省

プラスチック削減のため、代替素材への転換等がより強力に促進されるよう、必要な対策を国が先導して講じるとともに、消費者に伝わるよう、より分かりやすい情報発信をすること。併せて、プラスチック資源循環法が施行され、市町村は家庭から排出されるプラごみを分別収集することが必要となったため、市町村の財政負担や、回収したプラごみのリサイクル先の確保について一層の支援を行うこと。

また、海岸漂着物対策に関する財源措置を継続するとともに、国民の利用が多い海岸については、補助率を10割に復元すること。

さらに、内陸域・河川のごみについても、「海岸漂着物等地域対策推進事業」をはじめとする海洋ごみ対策と同等の支援を行うこと。

加えて、海底ごみ及び漂流ごみ調査を今後も継続して実施するとともに、相模湾を含め、調査範囲を拡大すること。

◆現状・課題

プラごみによる海洋汚染が世界的な問題となっている中、SDGsを進める本県では、2018年9月に「かながわプラごみゼロ



かながわプラごみ
ゼロ宣言



私たち一人ひとりの行動が、
未来につながる。
SDGs 未来都市 神奈川県

宣言」を公表し、リサイクルされずに廃棄されるプラごみゼロに向けた取組を進めてきた。

プラスチック使用製品の使用の合理化については、国の先導が不可欠であることに加え、プラスチック資源循環法が施行され、市町村に対して、家庭から出るプラごみの分別収集及び再商品化の努力義務が課されたが、収集体制の変更や収集量の増加、再商品化への対応等により、ごみ処理経費の大幅な増加が懸念される。

このため国は、特別交付税措置を講じているが、一部の財源措置にとどまることから、市町村に対する一層の財政支援が必要である。

さらに、市町村が分別収集したプラごみが行き場を失わないよう、当面、プラごみ発電などの熱回収をリサイクル先の対象に含めることや、化学原料へのリサイクル施設の整備を支援するなど、国が責任をもって対応する必要がある。

これまでプラごみの海岸への流出防止に向け、海岸漂着ごみ対策を進めているが、国の海岸漂着物等地域対策推進事業の補助率が引き下げられたことや、近年の人件費の上昇などにより、清掃委託先の確保が困難になるなどの支障が生じている。

また、内陸域・河川においても、自治会・町内会、NPO法人をはじめとする活動団体からは、支援を求める声が上がっている。将来に向けて陸域から海洋へのプラごみの流出に歯止めをかけるためには、海岸はもとより内陸域・河川におけるごみの回収・処理等に対しても、十分な支援が必要である。

加えて、海底ごみ及び漂流ごみには、県域を越えて広域的に漂流している上、発生過程の実態は未解明な部分が多く、海洋ごみの発生抑制施策を効果的に進めるためには、国が継続して調査を実施し、実態を把握することが不可欠である。

◆実現による効果

プラごみの再生利用等により、脱炭素につながるるとともに天然資源の消費が抑制され、環境への負荷が可能な限り低減される循環型社会の実現に寄与する。また、海洋に流出するプラごみの減少により、海の豊かさを守ることに寄与する。

(神奈川県担当課：環境農政局資源循環推進課)